

令和3年3月5日開催

箕輪町農業委員会第37回総会

# 会 議 録

1. 開催日時 令和3年3月5日（金） 午後3時00分から午後3時50分

2. 開催場所 役場大会議室

3. 出席委員（22人）

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	4番	代田	三男
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克也
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博

4 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋	英人
事務局次長	丸山	敦
事務局書記	濱	麻利子

## 5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第6 議案第5号 箕輪町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日程第7 議案第6号 箕輪町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日程第8 議案第7号 箕輪町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日程第9 議案第8号 箕輪町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日程第10 議案第9号 箕輪町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日程第11 議案第10号 箕輪町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日程第12 議案第11号 箕輪町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日程第13 議案第12号 箕輪町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日程第14 報告第1号 農地法第4条第1項の規定による届出について
- 日程第15 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第16 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 日程第17 報告第4号 農地利用最適化推進計画(農地売買支援事業分)について
- 日程第18 報告第5号 農地賃借料情報(令和3年3月)について

事務局

開会前の挨拶を交わしたいと思います。  
ご起立をお願いします。本日もよろしくお願ひいたします。  
農業委員会憲章のご唱和をお願いします。  
(農業委員会憲章の唱和)  
ご着席ください。冒頭、会長よりご挨拶をお願ひいたします。

会 長

こんにちは、天候も暖かい日が増えてきて、本日も現地確認をしていた際田んぼで作業している農業者さんも見られました。土も黒くなりそろそろ農業が本格的に始まります。3年間の任期の最後の会となります。委員の皆様方には3年間大変お世話になり問題なく任期を終えることができることに感謝申し上げます。また、事務局の職員の皆さんにも本当にお世話になり感謝申し上げます。3/31までは任期があります。3月で退任される方は、3/31までは業者が訪ねてくることがあると思いますが、4月の総会では次の方が困らないよう対応をお願いします。

事務局

これ以降は、会長が議長となりまして、進行いたしますのでよろしくお願ひいたし

ます。

議 長

ただいまから第37回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は22人であります。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

ここで2月の経過報告をいたします。

2月8日に第36回総会が行われ、農地法3条7件の審議案件については総会后9日付けで許可書を交付しました。農地法4条2件と農地法第5条3件の転用審議案件につきましては、総会后9日付けで許可書を交付いたしました。2月18日上伊那ファーマーズの集いが宮田村で開催されました。全員のご出席をいただきありがとうございました。その他の案件につきましては配布された資料のとおりであります。以上が2月の経過報告でございます。

これより議事に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。9番 根橋英夫委員 10番 原美鈴委員の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項に規定による許可申請について を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。

1つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、三日町 [ ] ほか2筆で地目は全て「 [ ] 」で、総面積が [ ] m<sup>2</sup>です。

譲渡人の [ ] さんは、後継者もなく遠方のため農業経営の縮小をするものです。譲受人の [ ] さんは、申請地が自宅から近く利便性がよいため譲り受けものです。水稻を中心に耕作をしており、トラクターや田植機などの農機具も所有しています。申請地は農振農用地区域内で、 [ ] さんの農地面積が [ ] a で下限面積 30a の要件を満たしております。

位置図の1ページをお願いします。

2つ目の案件です。贈与による所有権移転の申請です。

土地の所在は、中箕輪 [ ] 地目「 [ ] 」面積 [ ] m<sup>2</sup>です。

譲受人の [ ] さんは、申請地は現在も耕作しており、隣接地も所有地であるため農業経営拡充の為、譲渡人の [ ] さんから贈与の話があり取得を決めた。申請地は農振農用地区域内で下限面積の要件を満たしています。

位置図は、3ページになります。

議案第1号の説明は以上になります。ご審議をよろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。地区の農業委員から報告をお願いします。  
1番の案件について、藤澤昭二委員

藤澤委員

1/24 ■■■■さんが来て説明。ただいま事務局の説明したとおりであります。よろしくをお願いします。

議 長

2番の案件について、原義久委員。

原委員

2/17 ■■■■より説明を受けた。両者は親戚関係であり、今までも耕作してきている農地であり、隣接地も自己の農地であるので問題ないと思われま

議 長

議案第1号について、事務局また関係の委員から報告がありました。この件につきまして、質疑等ある方は挙手願います。  
(質問・意見なし)

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決をいたします。  
議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。日程第3 議案第2号 農地法第5第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第5条の許可申請についてご説明いたします。

1. 売買による所有権移転申請です。

土地の所在は、中箕輪 ■■■■ 「■■」 ■■■■ m<sup>2</sup>。太陽光発電施設の申請です。

譲受人は、再生可能エネルギーより収入を得ており、今回の申請地も荒廃地であったため所有者に話をしたところ売っていただけの話になった為計画。

売買金額は、■■■■円になります。農地区分は、伊北インター周囲概ね300m以内で第3種農地になります。位置図は、転用申請位置図の1ページになります。

2. 使用貸借による申請です。

土地の所在は、中箕輪 ■■■■ 「■■」 面積 ■■■■ m<sup>2</sup>

中箕輪 ■■■■ 「田」 面積 ■■■■ m<sup>2</sup> 計 ■■■■ m<sup>2</sup>です。

住宅の新築の申請です。

借受人の■■■さんは、現在妻、子供と3人でアパートにて生活しているが、子供の成長に伴い手狭となってきた。夫婦共働きである為子供のことを考え実家、学校の近くに新居を構えたいと考え条件に合う土地を探したが見つからなかった。貸渡人は現在、息子夫婦と生活しているが、近くに親族がいてくれると心強いと考え、現在家庭菜園として利用しているのみの申請地を提供し孫夫婦の住宅建築に協力したいと考えた。

農地区分は、第3種農地 用途区域内になります。位置図は、ページになります。

3. 賃借権による駐車場としての申請です。

土地の所在は、中箕輪■■■ 地目「■■」■■■㎡ 中箕輪■■■番 地目「畑」■■■㎡ 計■■筆■■■㎡です。貸渡人は、■■■に駐車場、資材置場用地として貸していたが閉鎖したため隣接の■■■の駐車場として貸すことにしたい。■■■は駐車場が不足しており駐車場用地を探していた。農地区分は、第1種住居地域の用途地域内の農地で、第3種農地になります。位置図は、ページになります。借地料は、年■■■円です。

4. 売買による所有権移転申請です。

土地の所在は、東箕輪■■■ 地目「■■」■■■㎡です。

申請者は、仕事の関係で移住が必要であり、景観及び生活環境が希望に合致した土地を探していた。土地所有者は農業経営の縮小を考えており、売却資金は今後の生活資金に充てたいと考え、売ることとした。

売買金額は、坪■■■円になります。農地区分は、市街化近接区域内で概ね10ha未満の農地で、第2種農地になります。位置図は、ページになります。

5. 売買による所有権移転申請です。

土地の所在は、中箕輪■■■ 地目「■■」面積■■■㎡です。

住宅の申請です。申請者は現在松本在住であるが、申請地を取得しトレーラーハウスを設置し、セカンドハウスとして利用したいと計画。譲渡人は、相続で受けた農地であるが、今後も農業を行う予定はなく、後継者もないため今後の生活資金の為売ることとした。農地区分は、市街化近接区域内で概ね10ha未満の農地で第2種農地にあたり、位置的代替性がないと判断します。位置図は、ページになります。

6. 使用貸借権設定による申請です。

土地の所在は、中箕輪■■■ ほか■■■㎡ 詳しい内容は、議案書3ページを確認ください。

住宅の申請となります。

申請者は現在親と同居しているが、子供の成長に合わせて手狭となり隣接地に住宅を計画。農地区分は、市街化近接区域内で概ね 10 ha未満の農地、第 2 種農地に該当。位置的代替性もないと判断します。

位置図はページとなります。

7. 貸借権設定による申請です。

土地の所在は、中箕輪 [ ] 地目「 [ ]」面積 [ ] m<sup>2</sup>

駐車場の申請です。借受人である上伊那医療生活業同組合では、駐車場が不足しており、駐車場用地として、 [ ] 台分計画。

農地区分は、宅地に囲まれた生産性の低い消極的 2 種農地に該当し、位置的代替性もないと判断します。

位置図は、ページになります。

賃借料は、月 [ ] 円です。

8. 売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、東箕輪 [ ] 番 地目「 [ ]」面積 [ ] m<sup>2</sup>

太陽光発電施設用地の申請です。譲受人は、太陽光発電にて収入を得て資産運営をし、電気需要に貢献したいと計画。計画地は荒廃地であり土地有効活用の観点からも転用はやむを得ないと判断。売買価格は、m<sup>2</sup> [ ] 円です。農地区分は、市街化近接区域内で概ね 10ha 未満の農地 2 種農地に該当し、位置的代替性がないと判断します。位置図は、ページになります。

議案第 2 号の説明は以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいま議案第 2 号につきまして、事務局より説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。1 番案件について、大槻博文委員。

大槻委員

1/22 事業計画者の [ ] 氏から説明を受けた。周囲の同意も得ており、傾斜地で現状荒廃地となっている箇所。

議 長

2 番、3 番の案件について、原義久委員。

原委員

2 番について、2/15 [ ] より説明。住宅地であり問題ないと思われます。

3 番について、2/15 [ ] より説明。内容は事務局の説明のとおりです。

議 長 4 番の案件について、金澤委員。

金澤委員 2/17 [ ] さんより説明。ダム道路沿いで、周りは住宅ができてきている。農業に対する理解をもってもらうように話しをしていただくように依頼。内容は、事務局の説明のとおりであります。

議 長 5 番の案件について、藤田委員。

藤田委員 2/15 [ ] より説明。所有者は耕作できない。周りも宅地であり問題ないと思われる。

議 長 6 番・7 番の案件について、原美鈴委員。

原委員 6 番について、12 月に [ ] さんが来て説明。内容は事務局のとおりであります。7 番について、2/19 [ ] の担当者より説明を受けた。周りは宅地であり、問題ないと思われます。

議 長 8 番の案件について、鈴木委員。

鈴木委員 2/17 宮坂行政書士より説明。現地は荒廃地であり、やむを得ないと思います。

議 長 ただいま事務局及び担当農業委員から説明がございました。質疑に入ります。この件につきまして、質問等ある方が挙手を願います。  
(質問・意見なし)

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決をいたします。  
議案第 1 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
〔異議なし〕

議 長 異議なしと認めます。よって議案第 1 号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。日程第 4 議案第 3 号 について を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。  
こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。



1 ページは、総括表となります。

田 ■■■ m<sup>2</sup> 畑 ■■■ m<sup>2</sup> 計 ■■■ m<sup>2</sup> であります。

2 ページから 5 ページは、貸し手の状況となります。

利用権の設定期間は、令和 3 年 3 月 9 日から令和 13 年 12 月 31 日までの 10 年間となります。

6 ページから 8 ページは、借り手の状況となります。

それぞれ確認をいただきたいと思ます。

議案第 3 号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。ご審議お願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第 3 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 3 号は原案のとおり認めることに決定いたしました。日程第 5 議案第 4 号農業経営基盤許可促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 4 号 農業経営基盤許可促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について 資料に基づき説明。

議 長

ただいま議案第 4 号につきまして、事務局より説明がありました。なおこの出てくる法人の役員の方あるいは本人、又は親族の方の名前が載っておられたらその件につきましては発言を控えていただくようお願いいたします。何かございますか。

議 長

特にございませんので、質疑を終結いたします。

議案第 4 号 農業経営基盤許可促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について 原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は原案どおり認めることに決定しました。日程第 6 議案第 5 号から日程第 13 議案第 12 号までの箕輪町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について を一括して議題といたします。

議案第 5 号から議案第 12 号までを一括して、事務局の説明を求めます。

事務局長

本日お配りしてあります議案第 5 号から議案第 12 号 箕輪町農業委員会の農地最

適化推進委員の委嘱について ご説明いたします。

箕輪町農業委員会の委員の任期が、令和3年3月31日をもって満了となることを受けて、農地利用最適化推進委員に委嘱することについて承認を求めるものでございます。

農業委員会等に関する法律第17条の規定に基づきまして、農地利用最適化推進委員を委嘱するため、同法第19条の規定により農業者等に候補者の推薦をもとめるとともに募集を行ったところ、定数と同数の8名の推薦がありました。

推薦のありました8名つきまして、農業委員会等に関する法律第8条第4項及び箕輪町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第4条の規定に基づき資格審査を行ない、いずれの方も適当と認められます。

それでは、農地利用最適化推進委員の委嘱について、議案第5号から第12号まで一括してご説明申し上げます。詳細につきましては、議案の最後に追加資料を添付してございますので、お願いいたします。

議案第5号 箕輪町大字中箕輪465番地7 大槻 憲治さん

昭和31年4月8日生まれ

北部営農組合から推薦をいただいております。

議案第6号 箕輪町大字中箕輪4248番地 関 幹子さん

昭和24年3月29日生まれ 農業委員2期目在任中でございます。

北部営農組合から推薦をいただいております。

議案第7号 箕輪町大字中箕輪7458番地 唐澤 俊秀さん

昭和27年5月8日生まれ 平成30年3月から平成31年2月まで中原区長を務められておりました。

中原区から推薦をいただいております。

議案第8号 箕輪町大字中箕輪9784番地4 小野 健一朗さん

昭和28年12月19日生まれ

松島区から推薦をいただいております。

議案第9号 箕輪町大字中曾根123番地1 唐澤 由寛さん

昭和24年6月18日生まれ 平成31年3月から令和2年2月まで中曾根区長を務められておりました。

中曾根区から推薦をいただいております。

議案第10号 箕輪町大字中箕輪13990番地4 小松 孝寿さん

昭和32年2月22日生まれ J A上伊那営農課長を務めておりました。

木下区から推薦をいただいております。

議案第 11 号 箕輪町大字三日町 293 番地 藤澤 昭二さん  
昭和 29 年 7 月 6 日生まれ  
箕輪営農組合から推薦をいただいております。

議案第 12 号 箕輪町大字東箕輪 3448 番地 上田 千志さん  
昭和 24 年 2 月 29 日生まれ 東箕輪営農組合副組合長を務めておりました。  
南小河内区から推薦をいただいております。

以上 8 議案、各推進委員お一人ずつについて、農業委員会の承認を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、委嘱の日から農業委員の任期満了の日まで 令和 6 年 3 月 31 日までとなります。

以上、議案第 5 号から議案第 12 号まで一括して説明をいたしました。  
ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

箕輪町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱につきまして議案ごとにお諮りいたします。

議案第 5 号 箕輪町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、質疑等ございますか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。議案第 5 号 箕輪町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について 大槻憲治氏について、承認することにつきましてご異議ございませんか。

(異議なし)

全員異議なしということで、議案第 5 号につきましては、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長

議案第 6 号につきましては、11 番 関幹子委員の自己に関する案件になりますので、関委員は退室をお願いいたします。

議案第 6 号につきまして、質疑等ございますか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

議案第 6 号 箕輪町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、関幹

子氏について、承認することにつきましてご異議ございませんか。

(全員異議なし)

全員異議なしということで、議案第 6 号につきましては、原案どおり承認することに決定いたしました。

(関委員入室)

議 長

関委員に申し上げます。ただいまの審議の結果、承認することに決定いたしましたので、お伝えいたします。

議案第 7 号 箕輪町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、質疑等ございますか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。議案第 7 号 箕輪町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について 唐澤俊秀氏について、承認することにつきましてご異議ございませんか。

(全員異議なし)

全員賛成ということで、議案第 7 号につきましては、原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第 8 号 箕輪町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、質疑等ございますか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。議案第 8 号 箕輪町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、小野健一朗氏について、承認することにつきましてご異議ございませんか。

(全員異議なし)

全員異議なしということで、議案第 8 号につきましては、原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第 9 号 箕輪町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、質疑等ございますか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。議案第 9 号 箕輪町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について唐澤由寛氏について、承認することにつきましてご異議ございませんか。

(全員異議なし)

全員異議なしということで、議案第 9 号につきましては、原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第 10 号 箕輪町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、質疑等ございますか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

議案第 10 号 箕輪町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、小松孝寿氏について、承認することにつきましてご異議ございませんか。

(全員異議なし)

全員異議なしということで、議案第 10 号につきましては、原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第 11 号につきましては、21 番 藤澤昭二委員の自己に関する案件になりますので、藤澤委員は退室をお願いいたします。

議案第 11 号につきまして、質疑等ございますか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

議案第 11 号 箕輪町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、藤澤昭二氏について、承認することにつきましてご異議ございませんか。

(全員異議なし)

全員異議なしということで、議案第 11 号につきましては、原案どおり承認することに決定いたしました。

(藤澤委員入室)

議 長

藤澤委員に申し上げます。ただいまの審議の結果、承認することに決定いたしましたので、お伝えいたします。

議案第 12 号 箕輪町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、質疑等ございますか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

議案第 12 号 箕輪町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について上田千志氏について、承認することにつき余してご異議ございませんか。

(全員異議なし)

全員異議なしということで、議案第 12 号につきましては、原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第 14 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による届出についてご説明いたします。

土地の表示は、中箕輪 [ ] 「畑」面積 [ ] m<sup>2</sup> 農機具収納施設 1 棟の届け出になります。届出人は、松島仲町 3 組にお住まいの日野源七さんです。位置図は、届出の 1 ページになります。

報告第1号の説明は以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめてまいります。日程第15 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について ご説明いたします。相続により農地を取得した届出 令和3年1月から令和3年2月までに届出があったものの内訳になります。10件の届出がありました。相続を受けた方が町内の方が9件、町外の方が1件でございます。複数筆の方もおりますので、担当地区の委員さんは確認をお願いします。

報告第2号の説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめてまいります。日程第16 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出についてご説明いたします。貸し手と借り手の双方の合意により、利用権設定を解約した届出になります。令和3年1月から2月まで8件の届出がありました。次期耕作につきましては、一覧表のとおりになりますのでご確認をお願いいたします。■■■■さんの案件については、次期耕作者が決まっておりませんので、地区農業委員さんは、荒廃地にならないよう注意していただきたいと思っております。

報告第3号の説明は以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

議 長

発言がないようですので、報告第3号は聞きとどめてまいります。日程第17 報告第4号 農地利用集積計画（農地売買支援事業分）について を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第4号 農地利用集積計画（農地売買支援事業分）について 資料に基づき説明。

議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。  
(挙手なし)

議長 発言がないようですので、報告第4号は聞きとどめてまいります。  
日程第18 報告第5号 農地賃貸借情報(令和3年3月)について を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第5号 箕輪町賃貸料情報につきましてご報告いたします。  
こちらは、毎月の利用権を農地台帳に入力をして、それがデータとして出てきたもので作成したものになります。農地を貸し借りする際に賃貸料を決定する目安としていただくため提供するものです。  
令和2年1月から12月まで締結された賃貸料10a当たりの水準ということで以下のとおりとなっております。「■」の部になります。最高額は■■■■円 最低額は■■■■円 平均額は■■■■円になります。データ筆は■■■筆になります。使用貸借 無償分で相対の貸し借りをして料金が発生しなかったもの■■■筆になります。続きまして「畑」の部をご覧くださいませ。  
最高額は■■■■円 最低額は■■■■円、平均額は■■■■円になります。データ筆は■■■筆になります。無償の貸借は■■■筆になります。  
報告第5号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 ただ今の報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。  
(挙手なし)

議長 発言がないようですので、報告第5号は聞きとどめてまいります。  
以上で本日の審議はすべて終了いたしました。皆さんの中で本会議にかけたい案件がございましたらお出しをいただきたいと思います。  
(発言なし)

議長 特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。  
大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

---

9 番

---

10 番

---